

建 議

社会的包摂の実現に向けた 社会教育のあり方

令和6年3月

第35期新潟市社会教育委員会議

はじめに

第 35 期新潟市社会教育委員会議は、令和 4 年 5 月に第 1 回の会議を開催し今期の研究テーマについて議論を始めたが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響はのこっており、実際、同年 7 月の第 2 回の会議の際には議長自身が発症 10 日目のため出席できなかった。日常生活の制約は社会教育にもまだまだ影響を及ぼしていたが、前期に引き続き、社会教育を止めないという思いは各委員共通であった。

前期第 34 期社会教育委員会議では「新型コロナウイルスの影響と社会教育（緊急提言）」（令和 2 年 11 月）と「社会教育による次世代育成の実践事例と推進方策（報告）」（令和 4 年 3 月）を出しているが、その前の期等の提言も踏まえながら（諸提言の経緯については同報告「はじめに」参照）、今期は「社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方」を提言することとし、さらに、子どもや若者の参画を促すネットワークと、共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク、この 2 方向から検討することとした。

この時点で 2 年間を超える「自粛生活」となっていて ICT 活用等も進められたが、やはり対面がよいと再認識し、人々は再び社会教育の場に出てくるようになった。現実には、高齢化、少子化も進展する中で、活動する人も減ってきていた。これからは、今まで活動してこなかった人たち、活動してこれなかった人達、社会教育をそもそも知らされていなかった人たち、それら全ての人たちが、つどい、まなび、むすぶ場に社会教育がなることを目指すべきではないか。そういった社会的包摂の実現に向けての社会教育のあり方を考えると、子ども・若者が家庭教育や学校教育の枠内だけにいるのではなく、社会教育に参画していくことが広がりをつくるのではないだろうか。活動したくても活動できなかった人たち、情報を得られなかった人たちがともに学べるようにしていくことこそが共生社会を実現することになるのではないだろうか。本建議の目指す方向である。

これまでの参画事例、障壁、今後の可能性等を調査検討している中で、令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の 5 類に移行した。マスクについて「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」となった。社会教育機関の利用・集会などに関わる「三つの密」の回避・「人と人との距離の確保」については、政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）となった（以上、厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について」より）。社会教育の場により多くの人が出てくることを期待するものの、本建議の執筆段階では、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行のような状況を呈している。

令和 2 年以前の元通りの社会教育、ではなく、感染症等とも折り合いをつけながら、ICT 活用も行いながら、全ての人が、ともにつどえる、まなべる、つながれる、社会的包摂の実現した新潟市の社会教育となるよう願って建議する。

第 35 期新潟市社会教育委員会議

議長 雲尾 周

目 次

はじめに

第1章 生涯学習・社会教育をめぐる状況

第1節 国の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 新潟市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子どもや若者の参画を促すネットワーク

第1節 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2節 調査活動の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3節 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4節 提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク

第1節 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第2節 調査活動の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3節 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4節 提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 建議を活用した社会的包摂の実現に向けたネットワーク

第1節 建議の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第2節 子どもと若者の参画を促すネットワークの新展開・・・・ 29

第3節 共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワークの
新展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4節 ネットワークの拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

おわりに

参考文献など

資料

資料1：障がい者、外国人の公民館の利用状況について

資料2：公民館利用団体の交流状況一覧

資料3：公民館の利用団体協議会の有無および、その他交流を行っている団体の状況

第35期新潟市社会教育委員会議 審議経過

第35期新潟市社会教育委員会議 委員名簿

第1章 生涯学習・社会教育をめぐる状況

第1節 国の状況

第4期教育振興基本計画の策定

【計画の方向性】

令和5年6月16日に、第4期教育振興基本計画（計画期間令和5年度から令和9年度）が閣議決定された。第4期教育振興基本計画は、策定に当たり「教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく『不易流行』の考え方」を基調としている。これまで社会的な課題として、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などが挙げられてきたが、第3期計画期間（平成30年度から令和4年度）中には予測困難な時代を象徴する事象（新型コロナウイルス感染症拡大による影響や、国際情勢の不安定化など）が生じた。このような社会で「社会全体の潮流を念頭に置いた上で教育施策の在り方について検討を行うとともに、初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通の課題を横断的に捉える視点を取り入れた」としている。

そして、この第4期教育振興基本計画は「将来の予測が困難な時代において進むべき方向性を示す『羅針盤』となるべき総合計画」であるとし、この計画に基づき「我が国の教育施策が展開されるよう教育関係各位による取組の推進を期待する」と、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情を踏まえながら自主的な取組が求められている。

【基本的な方針】

第4期教育振興基本計画では、社会の現状と変化を踏まえ、「2040年以降の社会を見据えた教育施策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針」である「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを掲げている。

まず「持続可能な社会の創り手の育成」については、「『人への投資』を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない」とし、主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成を重視している。

また「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」については、「多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、社会や地域が幸せや豊かさを感じられるもの」となるよう、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図ることが提示された。

この総括的な基本方針のもと、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策（例）および指標（例）を示している。

【今後の教育施策の遂行に当たっての評価・投資等のあり方】

教育政策を推進するにあたり、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組むため、「教育政策のPDCAサイクルの推進」と「客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成」を掲げている。

また、教育投資のあり方として、教育は「未来への投資」であるとし、「社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある」としている。これまでの計画では、教育費負担の大幅な軽減が図られてきたが、「質の高い学びを行うことができる環境を整備することが必要である」とし、引き続き着実に実施し、更なる推進を検討することとしている。そのうえで、「広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要」とし、広く社会へ発信していくことも強調された。

【策定および計画実行に当たっての留意事項】

第4期教育振興基本計画は「現在の水準等を踏まえ、改善の方向を示すことが必要かつ適切であるものについて、指標として設定」されており、「指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要がある」とされている。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要とされている

地方公共団体においては複数の指標、他のデータも含めた現状把握等によるPDCAサイクルを構築し、各地域の実情を踏まえ、「特色のある目標や施策を設定し、取り組みを進めていくこと」が求められている。

第2節 新潟市の状況

(1) 新潟市教育ビジョン第4期実施計画について

【計画の中心的な考え方と視点】

新潟市は、政令指定都市移行を翌年に控えた平成17年度に「新潟市教育ビジョン 基本構想・基本計画（以下、「教育ビジョン」）」を策定した。この教育ビジョンでは、「政令市新潟」が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界に羽ばたく心豊かな子どもを育み、市民が学び育つ社会づくりのための、本市の教育の方向とあり方を明確にした。

第4期実施計画（令和2年度から令和6年度）では、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」を中心的な考え方としている。

人口減少や超高齢化、グローバル化の進展に伴う外国人とのかかわりの増加、超スマート社会の実現など、これまで誰も経験したことのない社会を「これからの社会」と定義し、これに対応するため、地域の活性化とそれを推し進める人材の確保と育成が必要との背景から、「たくましく生き抜く力」を育てることで、主体的に物事を成し遂げることができる人材を学・社・民が一体となって育成していく、としている。

そして、この中心的な考えを支える支柱として、「新潟市の教育を推進する3つの視点」と、「学びの基盤を固める2つの視点」を置き、方向性について定め、12の基本施策とそれに基づく34の施策により重点的な取組を行い、時代の変化に対応した教育施策の展開を志向している。

<新潟市の考える、たくましく生き抜く力とは>

◇新潟市の教育を推進する3つの視点

- これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。
- 学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。
- 地域と一体となった学校づくりを進めます。

◇学びの基盤を固める2つの視点

- 誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。
- 市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入】

平成29年3月に「学校運営協議会」の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行された。

新潟市では、教育ビジョンに掲げる「学・社・民の融合」をさらに推進するため、2年間のモデル校の実践を踏まえて令和4年度に、市立の全小中学校、中等教育学校、特別支援学校に「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下、「コミュニティ・スクール」）」を導入した。令和5年度は、さらに幼稚園1園、高等学校1校で導入された。

<コミュニティ・スクールの3つの役割>

- 学校教育ビジョンの承認
- 学校運営およびその支援について意見を述べる
- 教職員の任用について意見を述べる（個人を特定しない）

<期待される効果>

- 子どもの成長を支える「地域総がかり」を生み出す「目標を共有する仕組み」
- 子どもの成長を支える組織的・継続的な体制が構築される「持続可能な仕組み」
- 子どもを地域総がかりで支える「行動を生み出す仕組み」

全国的なコミュニティ・スクールの導入率をみると、文部科学省「令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況について」より、都道府県別の全国の公立学校における導入率は42.9%、指定都市別の公立学校における導入率は39.5%、新潟県では66.4%、新潟市は93.2%となっている。

新潟市は、令和4年度末に、167の市立学校園で令和5年度の学校運営の基本的方針が承認された。学校が抱えている課題を共有することで、その課題解決に向けた取組についての協議や地域と学校がともに育む子どもの姿についての熟議を進めることができた。一方で、コミュニティ・スクールでの話し合いが本質的な課題に迫ることができない状況が散見されている。この課題を解決し、各学校運営協議会の内実を高めるため、令和5年度は新規事業として学校運営協議会委員を対象としたコミュニティ・スクール講座を実施している。今後もコミュニティ・スクールの機能を充実させ、「地域総がかり」による子どもの育成を充実させる必要がある。

【子どもふれあいスクール】

新潟市では子どもの居場所づくりと地域の大人を含めた異年齢交流を主な目的として、小学生を対象に「子どもふれあいスクール事業」を実施している。平日の放課後や土曜日の午前中などに学校施設（教室・体育館等）を使用して、その学校に在籍している児童が参加している。

令和4年度は市立小学校106校中、68校が開設しており、延べ55,537人の児童が参加した。実施主体は、各学校のPTAと教育委員会の共催であり、実際の運営にあたっては、地域のボランティアとPTAを中心に子どもたちの見守りを行っている。

新潟市教育委員会地域教育推進課が実施した「子どもふれあいスクール事業」に係るアンケートでは、参加した児童のほぼ100%が「楽しい」と回答した。また、保護者からも、「地域の大人と交流できてよい」「様々な体験ができてよい」「他学年の子どもと遊べるのがよい」などの肯定的な意見が出されている。さらに、運営ボランティアからは、「学校と地域、家庭が連携できる」「地域の大人同士が交流できる」といった意見が出された。これらの回答から、ふれあいスクールは、子どもの身近な居場所として、さらには、地域を結びつける役割として効果的であることが分かる。

課題は、運営ボランティアの確保である。運営を持続するためには、地域やPTAのボランティアの確保が必要である。地域ボランティアの高齢化やPTAボランティアの固定化等により、運営スタッフの確保が難しくなっているが、近年は学生ボランティアが増加し、各校の運営の支えとなっている。今後も、地域やPTAのボランティアの確保のために、ふれあいスクールの活動の良さを広めていく一方で、大学や専門学校と連携し、学生ボランティアの活用にも引き続き取り組んでいく必要がある。また学校ごとに参加児童の帰宅方法や運営スタッフ数、活用施設等が様々なので、それぞれの状況によって柔軟に取り組む必要もある。

(2) 市政世論調査

新潟市では、市民生活の現状、市民の市政に対する要望、意識、関心度などを把握し、今後の市政運営に反映させるため、毎年、市政世論調査を行っている。

【第49回市政世論調査】

令和4年度に実施した第49回市政世論調査は、令和4年6月末現在の住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民4,000人を対象に郵送法により実施し、有効回収率は52.1%だった。

6つの調査項目のうち、「市の取り組みについて」では、「(1)新潟市に住み続けたいか」「(2)取り組みへの感想」「(3)取り組みへの満足度」について調査した。

「(2)取り組みへの感想」では、「⑥地域への愛着と誇りを育む教育や、生涯学習の推進に取り組んでいます」について「そう思う」と「ある程度思う」を合わせた割合は17.0%だった。回答者の居住地区別では、江南区(20.8%)、年齢別では、18~29歳(27.2%)が最も高く、性別による差はほとんどみられなかった。また、「(3)取り組みへの満足度」では「⑥地域への愛着と誇りを育む教育や、生涯学習の推進に取り組んでいます」について「満足している」と「ある程度満足している」を合わせた割合は15.1%であった。地区別では、江南区(18.5%)、年齢別では18~29歳(22.5%)で最も高く、性別による差はほとんどみられなかった。これらの結果より、子どもや若者、社会人、高齢者など年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らを高め、地域や社会への貢献の意識をもって活動できる人を育成する、「地域社会の担い手となる人づくり」の環境を整備・充実させる必要がある。

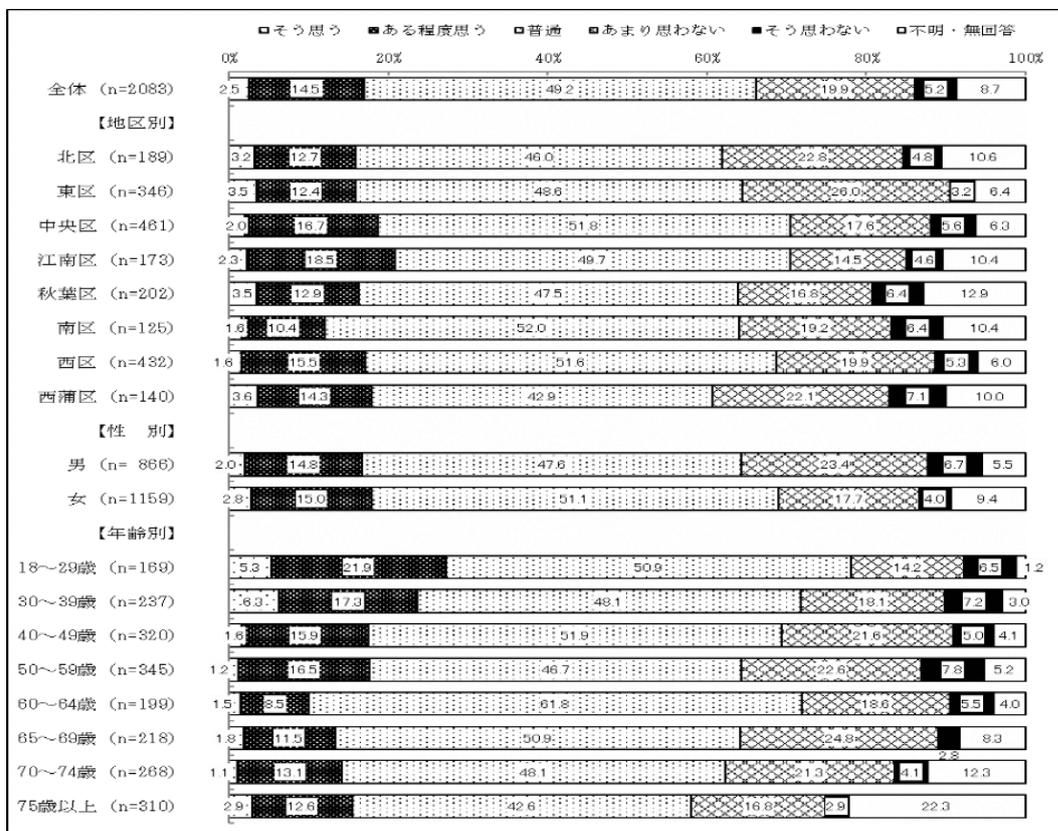


図1-1 『第49回市政世論調査』「6. (2)取り組みへの感想 (生涯学習の推進)」の回答割合

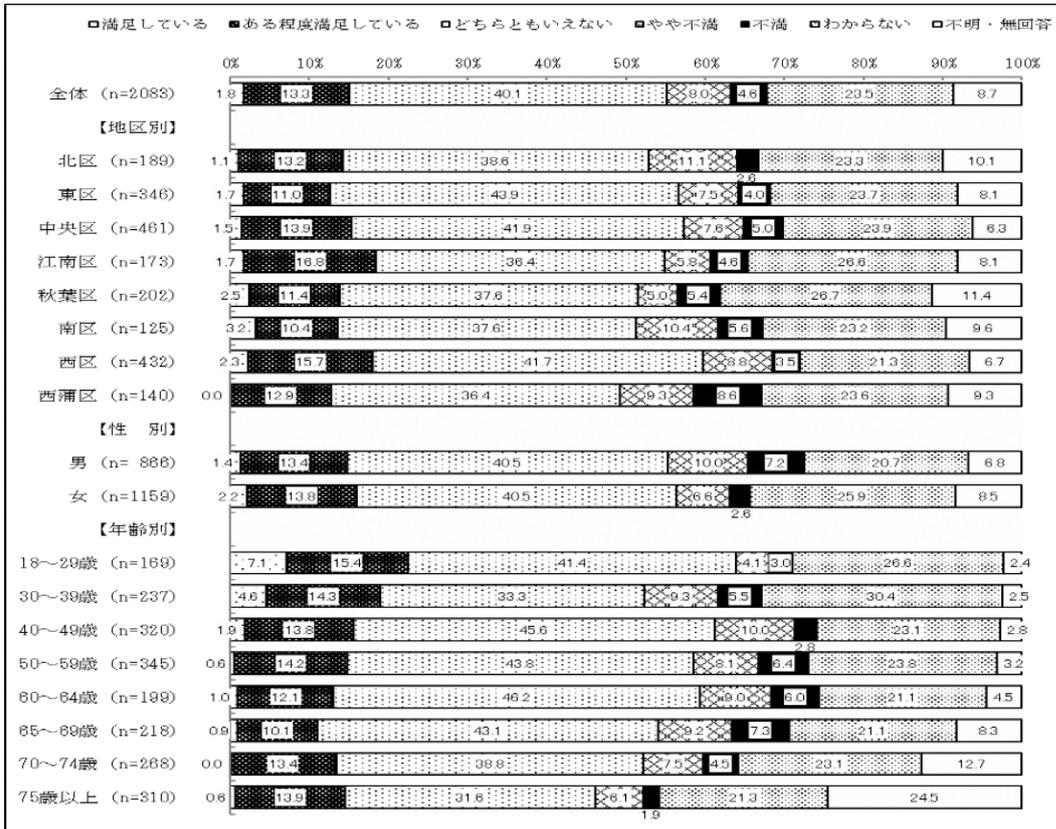


図 1-2 『第 49 回市政世論調査』「6. (2) 取り組みへの満足度（生涯学習の推進）」の回答割合

【第 50 回市政世論調査】

令和 5 年度に実施した第 50 回市政世論調査は、令和 5 年 3 月末現在の住民基本台帳に登録されている 15 歳以上の市民 4,000 人を対象に郵送法とインターネット回答法により実施し、有効回収率は 52.3%だった。

6つの調査項目のうち、「新潟市の公共施設のこれからについて」では、「(1) 公共施設の利用頻度と主な交通手段」「(2) 公共施設を取り巻く課題等の認知度」「(3) 公共施設を維持する取り組み」「(4) 公共施設を利用する場合の自宅からの範囲」について調査した。

「(1) 公共施設の利用頻度と主な交通手段」では、「生涯学習施設・図書館・図書室」の利用頻度について「毎週」、「月に数回」、「年に数回」を合わせた割合は 36.7%と例示された公共施設の中では、区役所・出張所（連絡所）、レク施設（観光・キャンプ場）に次いで 3 番目に多く、施設利用の交通手段は「車・バイク」が 70.6%と最も高かった。利用頻度のうち地区別では、「毎週」、「月に数回」、「年に数回」を合わせた割合は、中央区で 46.3%、秋葉区で 40.9%と 4 割を超えた。性別での大きな差はみられなかった。年齢別では 15～17 歳（55.6%）が最も高く、次いで 40～49 歳（47.8%）で約 5 割となった。

「生涯学習施設・図書館・図書室」の利用頻度を全体で見ると、回答者の半数以上が利用していないことがわかる。引き続き公民館や図書館などの学びの場を核とした、絆づくりと活力あるコミュニティの形成、現代的・社会的課題やライフステージなど、一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実を図る必要がある。

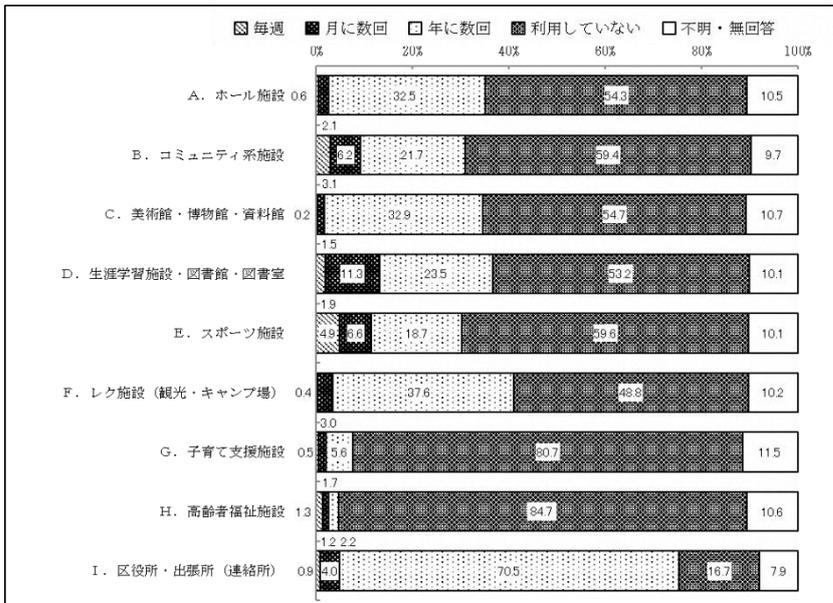


図 1-3 『第 50 回市政世論調査』「2. 新潟市の公共施設のこれからについて (利用頻度)」の回答割合

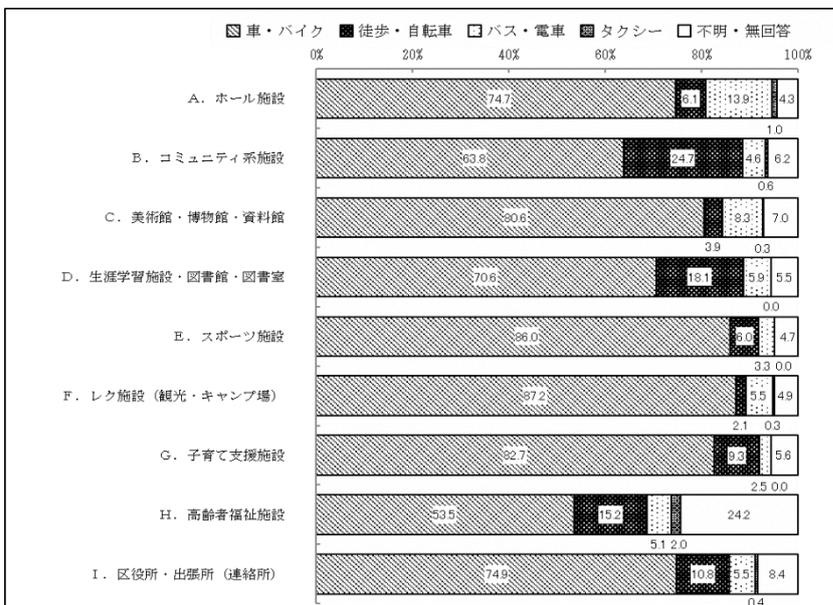


図 1-4 『第 50 回市政世論調査』「2. 新潟市の公共施設のこれからについて (交通手段)」の回答割合

(3) 新潟市社会教育委員会

【第 34 期社会教育委員会】

新潟市社会教育委員会では、「新潟市教育ビジョン」の基本的な方向や考え方を踏まえ、「学・社・民の融合による教育」を推進するうえで、社会教育の果たす役割を理解しながら、建議を策定している。

第 33 期社会教育委員会提言を受けて一層の社会教育の支援・推進を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、社会教育施設が閉館している中、第 34 期新潟市社会教育委員会が発足した。社会教育活動自体が停止状況であった。そのような不測の状況において、令和 2 年 11 月に緊急提言「新型コロナウイルスの影響と社会教育」、令和 4 年 3 月に報告書「社会教育による次世代育成の実践事例と推進方策」を新潟

市教育委員会へ提出した。同報告書には、第33期社会教育委員会議建議の提言にある「社会教育の次世代育成を推進するためのヒントは何か」という内容について、実践事例やワークショップを通して検討した内容が盛り込まれた。

次世代育成の実践事例の調査では、県内の高等学校における若者の居場所づくりや地域連携等の取組、地域の活性化やまちづくり等に取り組む団体の活動を調査することを通して現状と課題を検証した。

さらに、第33期新潟市社会教育委員会議において策定された建議「社会教育による次世代育成について」を社会教育関係者により理解してもらうとともに異なる活動分野の社会教育関係者がつながる場として、ワークショップを実施した。参加者は5グループに分かれ、活動事例や参加者の活動を共有し、次世代育成につながる展開案、協議案について意見交換を行った。

これらを通して、次世代育成のためには、行政や学校、地域のリーダーシップとコミュニティ・スクールの有効活用、さらには、各学校段階及び就業後も子どもと地域のかかわりを深める仕掛けの必要性が述べられた。

【建議テーマ設定の理由】

第35期新潟市社会教育委員会議のスタートにあたり、第1回と第2回新潟市社会教育委員会議において、第34期新潟市社会教育委員会議の提言を踏まえて建議テーマについて話し合いをした。その中で、委員から以下のような意見（キーワード）が出された。

- ・子どもを取り巻く環境、居場所づくり
- ・若者世代が地域社会、多様な世代とつながる環境、ネットワークづくり
- ・社会教育資源の有効活用
- ・放課後や週末の居場所づくり
- ・地域人材の有効活用
- ・若者の参画
- ・多世代がともに育ち合う組織づくり
- ・SDGs
- ・Society5.0

議長と副議長が中心となり、それらのキーワードを包括するテーマについて話し合った結果、以下の建議テーマに決定した。

<第35期建議テーマ>

「社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方」

しかし、委員の多岐にわたる意見を包括する形で設定されたテーマのため、実際に調査・研究をするにあたって内容を絞る必要性が生まれた。そこで、委員の意見をもとに大きく2つの活動の柱を設定した。

<活動の柱>

- ① 子どもや若者の参画を促すネットワーク（Aグループ）
- ② 共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク（Bグループ）

2つの活動の柱のどちらを希望するか委員に調査をし、2つのグループに分かれて調査・研究を進めることとした。少人数での調査・研究のため、委員同士が積極的に意見を伝え合うことができるようになり、非常に活発な話し合いが行われた。

第2章 子どもや若者の参画を促すネットワーク

第1節 背景

第1章第2節(3)で述べたように、今期の社会教育委員会議は2つのグループでの調査活動を始めたわけだが、Aグループでは「子どもや若者の参画を促すネットワークづくり」という課題に基づいての話し合いが行われた。

建議テーマの話し合いの中で出たキーワードで言えば

- ・子どもを取り巻く環境、居場所づくり
- ・若者世代が地域社会、多様な世代とつながる環境、ネットワークづくり
- ・放課後や週末の居場所づくり
- ・若者の参画
- ・多世代がともに育ち合う組織づくり

に着目してのことである。コロナ禍で子どもの居場所が減ったのではないか、1人1台タブレットが定着しているが子どもの実体験や直接的つながりが減るのではないか、中学校部活動の地域移行が可能なのか、こうした状況を案ずる一方で、活躍している若者たちの事例も共有される中で設定された課題である。

教師、地域教育コーディネーター、市民ボランティアなど様々な立場での現況の問題点が挙げられる中、「子どもや若者を取り巻く環境、居場所づくり」はどう進められているのか、先進的事例などを知ることから始まった。

第2節 調査活動の概要

(1) 調査について

子ども・若者の参画を促すネットワークを考えるにあたり、「放課後の居場所」に着目し、多世代がかかわれる仕組みづくりに向けて、既存の場や取組をどのように活用できるのかということを中心に調査を行った。

まずは現状分析と他地域の事例分析を行うため、以下の日程で関係三者にお話をうかがった。

日時：令和5年3月3日 13時から14時30分まで

会場：クロスパルにいがた ※一部オンライン（Zoom ミーティング）による参加

講師：①新潟市の公設・私設学童の現状について：

イロトリドリ／ゆめの木学園 代表 羽賀 万起子さん

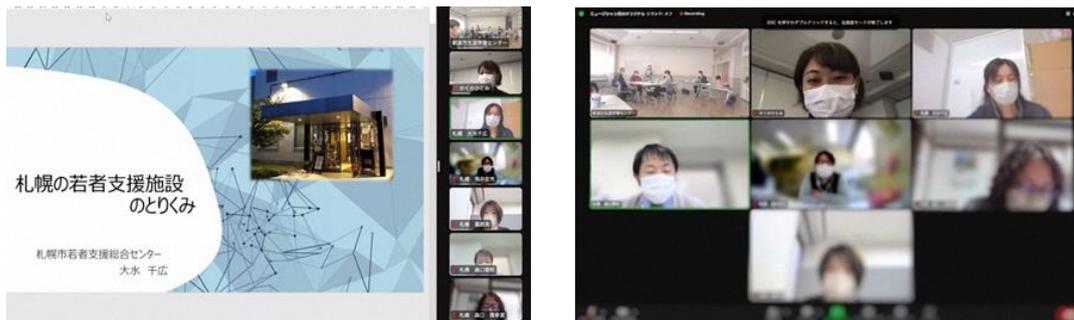
②新潟市若者支援センター「オール」について：

新潟市教育委員会地域教育推進課 課長 後藤 和広さん

③札幌市の若者支援の取組について：

札幌市若者支援総合センター Youth+センター スタッフの皆さん

※オンライン参加



Zoom ミーティングの様子

(2) 学び

- ・新潟市の放課後児童クラブは過去最多の利用人数となっているが、施設や支援員が足りていない現状にある。のびのびと児童が過ごせる、管理ではなく自ら心を動かし考え行動する機会をつくるために私設学童「イロトリドリ」を運営しているが、保護者の収入に関わらず一律の利用料を設定せざるを得ず理念と運営実態との葛藤がある。経営の難しさもあり、支援員の担い手確保も課題となっている。
- ・新潟市若者支援センターでは、15歳から39歳の社会的・職業的自立を目指す若者を対象に、相談・居場所事業を行っている。居場所に常駐するスタッフのユースアドバイザーが30名程度いる。社会の変化や若者の実態に即して、事業ニーズの見直しを検討している。
- ・札幌市には、札幌市若者支援総合センター（Youth+センター）を含め、5か所の若者活動センターがあり、平成18年から公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が指定管理を受けて運営している。総合相談窓口を設置したり、コミュニケーション能力向上等の様々なプログラムを実施したりしている他、ユースワーカーが若者と一緒に企画する「仲間づくりやまちづくり」等の活動、体育館・音楽室・活動室の貸室など、多様な層の若者へ切れ目の無い、面的な支援を行っている。
- ・札幌市では、子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」として、子ども・若者の支援に関わる諸団体がネットワークされている。

(3) 見えてきたこと

- ・子ども・若者には多様なニーズがあり、子ども・若者のニーズ支援に包括的に関わる人・取組が必要である。

・子ども・若者の実態に即し、各関係課を越えた、地域での支援や参画の場を設計していく必要がある（その後の動向として、こども家庭庁の設置（令和5年4月1日）や「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）の推進に伴い、子ども・若者施策の一本化なども行われているので、これらを追い風にしながら進めていくことが可能である）。しかし、まずは既存の取組をベースに、上記の視点を持ちながらどのように活動をアップデートできるか議論が必要である。

その後の議論を通じて「札幌市のように多様な子ども・若者が集えるユースセンターを設置できることが望ましいが、新たな施設をつくることは難しい。既存の施設や取組に、どのように子ども・若者の参加や参画を増やしていくことができるかが大切」「部活動の地域移行や、探究的な学習の流れを受けて、中高生が、学童・高齢者施設等に放課後にボランティアに行くなど、既存の機会とのマッチングができると良いのでは」「そのためには、子ども・若者の地域への『関わり』がより可視化され、子ども・若者の支援に関わる関係者に共有される仕組みが必要では」などのアイデアが出された。

加えて、中高生のゆとりの無さやヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く課題も多様化しており、多様な視点から実態を捉える機会も大切であるという視点も挙げられた。

第3節 課題

部活動が学校でできなくなったり、公共施設が閑散としたりしているなど、社会全体が縮小傾向の中で起きる課題とは全てマイナスなことなのであろうか。一方向のフレームに捉われずに、前向きに変革へのチャレンジを重ねる必要があり、固定概念に捉われ、一般論で片付けたりするのではなく、子どもを第一に考えた居場所づくりの検討を進めるべきである。

子どもの居場所づくり・活動参画には公共施設の利活用・再活用が有効である。特に学校施設の柔軟な利用や、既に学校区ごとにある公民館の空間利用は可能性を秘めている。全国には有用な取組事例も多い。子どもたちの居場所づくりのために、その子どもたちが運営を担う場所があっても良い。存在を認められ、信頼された子どもたちの成長や行動力には大きな可能性がある。そういう状況をつくるには教育、コミュニケーションの学びは必要だが、それ以上に対話できる心理的安全性の確保が有効である。教える・指導する、というこれまでの大人と子どもの関係性から卒業して、地域に住む同じ人として対等の立場で活動を行うという横の関係でもとに取り組みむことによって、地域に参画してほしい。

現在の新潟市においては、子ども・若者の居場所として、図書館や公民館等の文化施設が挙げられる。そして、施設内での彼らの活動・取組は、読書や自習といった学びを蓄えていくインプット型がほとんどであり、他の施設利用者に対するマナー等に配慮しながら、これまでの間、継続して行われてきた。今後、さらなる子ども・若者の参画と資質・能力の向上を促すためには、蓄積された学びや培ったスキル、日頃考えている社会に対する思いを外に向けて発信するアウトプット型の社会教育・地域貢献活動の企画運営と実施のための体制を構築することが欠かせない。

新潟市が「地域と学校パートナーシップ事業」に取り組んで18年が経過し、開始当初の利用者であった子どもが、今度は地域の大人として子どもに関わる良い循環が生まれてい

る。さらに「コミュニティ・スクール」としての活動を各学校で取り組み始めたことも良いきっかけとなって、地域や公民館など、大人が学校や子ども・若者を取り巻く環境の課題を自分ごととして考えている。

また、今後、中学生の部活動地域移行が順次進められ、放課後や休日に多くの中学生が地域で過ごすようになる。この時間に、子ども・若者が学校の教育活動を介さずに直接、地域に入り社会教育・社会貢献活動を経験することは、従来の学校内に閉じられた運動・文化活動では得られない資質・能力を身に付ける絶好の機会となる。

部活動の地域移行においては、柔軟に取り組むことが大切である。これまでの教師と生徒の関係、上級生（ないし上の学校の子）が下級生（ないし下の学校の子）の面倒を見ていくだけの縦の関係も見直し、地域の誰もが参画し育める活動に発展させなければならない。誰がコーディネーター役を担うのか、遠隔地ではどうするのかといった課題は残るが、市民活動の運営手法を取り入れて、非営利・スリム・健全な組織づくりを促し、モデルケースを早く作らなければならない。

運動・文化活動の地域移行と併せて、順次、ネットワークや体制を整備することが急務である。

これらの前向きな取組には、新しいコミュニティを作るチャンスも含まれていて、必ず将来の地域への種まきになる。新潟の市民性があればこそできるコンパクトシティへの転換を、子どもの居場所づくりから始めたい。

【課題1】

子ども・若者が参画できるアウトプット型の社会教育・社会貢献活動の企画とその機会や運営体制をいかに整備することができるか。

【例】

- 幼児・小学生の見守りや補助（放課後児童クラブの運営補助を含む）
- シニア世代の支援（定期的な訪問・声掛けや買い物の代行等）
- 公民館活動等の運営補助
- 地域行事等の運営補助
- 自然災害時等の支援とそのための準備活動

【課題2】

子ども・若者がアウトプット型の活動を実施するための施設をいかに確保することができるか。

【例】

- 学校施設・図書館・公民館・文化施設の確保
- 学校施設・図書館・公民館・文化施設の活用方法やきまりの見直し

【課題3】

子ども・若者がアウトプット型の活動に参加するための条件を整備することができるか。

- 子ども・若者が地域で活動するための資格認定（資格証明）

第4節 提言

○子ども・若者が参画できるアウトプット型の社会教育・社会貢献活動の企画とその機会・運営体制の整備

スピード感をもって対応するために、既存の団体や施設を活用することが効率的と考える。中心となる団体や施設として青少年育成協議会や地域のコミュニティ協議会、公民館などが考えられる。

青少年育成協議会やコミュニティ協議会が、地域の子どもは地域で育つといった意識やねらいのもと、子どもや若者の参画する機会を増やす。例えば、地域では、ゴミ出し支援、あいさつ運動、学習のサポート、各種事業の運営補助、企画立案への参画、地域の防災訓練や災害時の避難所運営訓練への参加による防災力やスキルアップなどである。また、小学校で開催している子どもふれあいスクールにスタッフとしての参加、放課後児童クラブでの手伝いなど、利用者ではなく支援者となることも考えられる。公民館では各種事業への補助やパソコンなど自分が得意とする分野のサークル活動への指導などもよい機会となるのではないだろうか。

○子ども・若者がアウトプット型の活動を実施するための施設の確保

学校施設・図書館・公民館・文化施設など公共施設の確保が必要である。すでに一部始まっている部活動地域移行と並行しながら、各関係施設を確保することが大事であり、そのために、一般利用者との区分、利用料免除、活用方法・きまりの見直しを行い、使いやすく、全ての世代が充実し行いたい活動ができるように調整する。

○子ども・若者がアウトプット型の活動に参加するための条件整備

子ども・若者が社会教育・社会貢献活動を広く自由に行うためには、地域住民等に対し、自身が安心・安全な存在であることを示すことが欠かせない。活動資格（新潟市独自の認定等）とそれを得るための講習等の仕組みを整える必要がある。並行して未成年者は保護者の理解と承諾が必要となるので、その承諾証明も必要となる。

そして、大人が持っている子どもたちの「育成観」を、「参加」させることから「参画」をうながすことにアップデートすることが必要である。

第3章

共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク

第1節 背景

『第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～』（令和4年8月）では、社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々などに関する課題が顕在化・深刻化している点、そして社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要になってきている点を指摘している。

また、困難な立場にある人々として、貧困の状況にある子ども、障がい者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等が例示され、それぞれの学習ニーズに対応し、誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供していくことが求められている。

そこでBグループでは、「共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク」と題して、上記の困難な立場にある人々のうち、新潟市における障がい者と外国人への生涯学習・社会教育の実態、その課題の把握と支援のあり方について焦点を当てて調査活動を行った。

なお、本建議における障がい者とは、障害者基本法の定義である「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。

また外国人とは、在留外国人（「中長期在留者」及び「特別永住者」）を基本としながらも、外国人労働者問題関係省庁連絡会議を契機に平成18年頃から使用されるようになった「生活者としての外国人」のように、日本に居住する外国人の生活の側面に焦点を当て、地域の住民として日常的な生活を営む全ての外国人を指す。また支援の必要性等に応じて、国籍に関わらず、日本語での生活に困難を抱える人や、外国にルーツを持つ人、外国につながる子どもなども対象としている。

第2節 調査活動の概要

（1）調査について

障がい者と外国人への生涯学習、社会教育の実態、課題の把握と支援のあり方について調査するにあたり、（1）新潟市内の公民館の利用状況についての実態調査、（2）障がい者及び外国人を支援する関係者へのヒアリングを行い、実態と課題について考察を行った。その上で、（3）文部科学省が発行している報告書、資料や全国の先行事例の内容を検討し、課題と提言としてまとめた。

(2) 公民館の利用状況

障がい者と外国人による公民館の利用状況について、新潟市内の全 25 館の公民館へヒアリングを行った。また関連する新潟市の施策についてまとめた。なお、本建議末尾にある『資料 1：障がい者、外国人の公民館の利用状況について』がその元データである。

まず公民館の利用状況（新潟市 25 館）について、障がいの当事者による施設の利用は、手話学習会、スポーツ活動、演奏や演劇練習、情報交換会や勉強会などでの団体による利用が 11 館、障がい者または家族、支援者の参加講座は 4 館、障がい者または家族、支援者等のサークル登録は 17 館 35 団体（最多：手話とつくサークル 8 団体）で行われていた。

外国人による施設利用は 3 館（外国人への日本語支援 1 団体、料理交流 1 団体、日本人の外国語学習 1 団体）、外国人またはその家族・支援者の参加講座は 2 館、外国人によるサークル、国際交流を目的としたサークル登録は 6 館 8 団体（最多：語学学習サークル 6 団体）で行われていた。

ヒアリング調査から、障がい者や外国人の施設利用、家族や支援者を含めた講座参加、サークル登録数のいずれも少ないという点、講座の実施は地域差が大きく、講座が充実しているエリア（中央区、西区、東区）もあれば、全く実施されていないエリア（西蒲区、江南区）もあることがわかった。

ところで、『第 4 次新潟市障がい者計画・第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画』（令和 3 年 3 月）内の「8 新潟市における障がいのある人のニーズ」では、障がいのある人全般を対象としたアンケートの結果が掲載されている。それによると、「地域で安心して生活していくために必要なことについて」、最も多い回答が「困ったときに相談できる場所（21.8%）」、次に多い回答が「気軽に通える場所（8.8%）」であった。また回答の背景には障がい者やその家族等が抱える課題の多様化、複雑化が存在し、相談支援体制の充実の必要性が記載されている。

また、同計画内では障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの実施結果も掲載されており、「必要な支援」及び「暮らしやすいまちづくりに必要なものについて」の回答で、「学校」とともに「周囲の理解」との回答が多い。「周囲の理解」と回答する背景には、障がいに対する偏見や誤解、無理解等の存在があり、相互理解や支え合いにつながる取組の必要性が述べられている。

最後に、新潟市における最上位計画である『新潟市総合計画 2030—田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市』では、外国人に関する記述として、「外国語教育・国際理解教育を充実する取組によりコミュニケーション能力を養う」、「諸外国の人々と理解し合い、共に生きていく資質・能力を育む」、「多言語ややさしい日本語による生活情報などを発信、日本語学習を支援」、「国籍を問わず、住民同士のコミュニケーションを円滑にするための機会を創出」がある。

これらの施策の計画や今回の調査結果から、障がい者や外国人、その家族、支援者向けの講座はあるものの、広く一般の方との交流や相互理解のための講座、サークル活動への需要はあるが実施が少ない点は課題であろう。

(3) 障がい者支援の関係者へのヒアリング

新潟市内における障がい者支援の実情を把握するため、支援機関や特例子会社として活動されている 2 名へ、下記の日程でヒアリングを行った。

日時：令和5年3月3日 15時から17時まで

会場：クロスパルにいがた

講師：①障がい者の家族支援と家族が抱える問題について：

新潟市障がい者基幹相談支援センター東 相談員 今田 靖久さん

②障がい者就労支援の現状と課題について：

株式会社NSG ソシアルサポート 代表取締役社長 樋口 督水さん



ヒアリングでは、まず今田さんより、障がい者の生活支援、家庭支援の視点から支援センターへ寄せられる相談の事例をお話しいただいた。中でも件数が多い相談内容として、保護者がお子さんの障がいを受け止めることが難しいケースがあること、そのような場合には適切な支援が受けられなかったり、特性に合わない学校や職場に進んでしまったりする可能性があることをうかがった。

また近年では、8050 問題がクローズアップされているという。親子で依存した状態でお互いに年齢を重ね（80 歳・50 歳）、年金だけが収入源となり、年金受給者が1人いなくなってしまうと家計が破綻してしまうなど、8050 家庭の中には問題を抱えていて、社会から孤立するリスクが高い家庭もある。長い人生を見据えて、障がい者本人だけではなく家庭も含めて、社会とのつながりをつくり、支援をしていくことが求められているという。

次に樋口さんより、障がい者雇用を取り巻く現状と課題をお話しいただいた。事業者には義務付けられた障がい者雇用率があり、この法定雇用率が年々引き上げられていることにより、障がい者の職業選択の幅は広がってきているものの、内実がまだ追いついていない一面もある。職場内で合理的配慮がなされずに離職転職を繰り返すケースもあるという。企業側の理解不足、障がい者本人の就労に向けた準備不足、両面が課題であるようだ。

また、就労したとしても自宅と職場の往復だけの生活を送り、心身をリフレッシュするための余暇活動ができる場所や地域での居場所がないことも多く、そのような情報も十分に届いていないことが課題となっている。「障がい者支援」というカテゴリではなく、人生を充実させるための社会教育的な関わりが求められている。

ヒアリングから次のような課題が明らかになった。

- ① 保護者による子どもの障がいの受容の困難性
- ② 医療的ケアが必要な子どもの家庭の心身の負担
- ③ 障がいの特性とライフステージに合った進路選択の困難性

- ④ 合理的配慮の話し合いへの当事者本人の関与の不足
- ⑤ 地域の居場所、余暇活動、支援に関する情報伝達の不足、偏り

またヒアリングを通じて、障がいの有無は関係なく、安心して生きていける地域になるためには、情報を格差なく共有できる、あるいは情報が必要な人が、必要な時に正しく得ることができる仕組みやつながりが必要であるという認識を深めた。

(4) 外国人支援の関係者へのヒアリング

新潟県内、新潟市内で外国人への支援を行う国際交流協会の方々2名へ、下記の日程でヒアリングを行った。概要とともに課題、考察を述べる。

日時：令和5年1月16日 15時から17時まで

会場：クロスパルにいがた4階 403・404 講座室

講師：外国籍の方の実態等について：

- ①公益財団法人新潟県国際交流協会 福永 綾さん
- ②公益財団法人新潟市国際交流協会 齋藤 明子さん



2つの国際交流協会は、ともに平成2年に設立された。新潟県内および新潟市在住の外国人を対象に、多言語の生活相談や教育相談、日本語教育、医療通訳養成事業などを実施している。また、国際交流、国際協力、多文化共生の事業を行い、日本人の支援、意識啓発も行っている。

最近の傾向としては、企業等から、外国人の就労の受け入れに関する相談が増加してきているという。また今後は支援するだけでなく、「多文化理解」、「国際理解教育」にも力を入れていくとうかがった。

外国人からの相談内容やその背景について、生活困窮や家族の不和など、困りごとが複雑化している現状があるという。また、母国と同じように学び、学業成績を保ち、次のステップ（進学や就職など）につなげたいというニーズがあるとうかがった。

ヒアリングから次のような課題が明らかになった。

- ① 言葉の壁による情報伝達の不十分さ
- ② 外国人コミュニティとの連携不足

- ③ 多様な機関の連携による困りごとの複雑化への対応の必要性
- ④ 技能実習生の受け入れに関する啓発

外国人の学びの支援として、やさしい日本語の表記を増やすことや、読み仮名をつけることなど、特に社会教育施設の表記をわかりやすくすることで、言葉の壁だけではなく、その場に参加する障壁も低くすることが大切であることがわかった。

また、外国につながる子どものための学習支援「にこぼるクラブ」(新潟市)は、毎週土曜日、小学生と中学生向けの学習支援を元教員などのボランティアが行っている。このクラブ出身の高校生が指導者として参加している例もあり、このような好事例を紹介し、学びと居場所づくりにつなげていくことも重要であろう。

(5) 先行研究、調査から見る障がい者の生涯学習の実態と課題

文部科学省委託事業「令和4年度生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」である『障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査』の調査結果から、実態と課題を示す。

① 障がい者の生涯学習に関する行政計画

まず、「障害者の生涯学習について記載している行政計画がある」と回答した自治体の割合は、都道府県で95.1%、市区町村で59.4%(政令指定都市では92.9%)であった。

なお、新潟市は「ある(生涯学習、社会教育に関する計画を除く文化、芸術、スポーツに関する計画と障がい福祉に関する計画がある)」と回答している。気になる点としては、国が障がい者や困難な立場にある人々の支援、学習の充実を求めている動向の中で、新潟市では障がい者に対する生涯学習、社会教育に関する計画がない点である。この点、本建議を執筆段階において、令和6年度からの計画として新潟市読書バリアフリー推進計画が策定中である点も留めておきたい。

② 障がい者の生涯学習ニーズの把握

障がい者の生涯学習ニーズを把握している割合は、都道府県で87.8%、市区町村では42.0%(政令指定都市では78.6%)であった。把握できていない理由としては、「対象者が少なくニーズ把握の機会がない」、「関係機関との交流がないためニーズを把握する方法・仕組みがない」、「障害者に限定したニーズ把握は行っていない」等が挙げられている。

新潟市は「把握している(教育委員会の生涯学習、社会教育担当課、教育委員会の文化、スポーツ、青少年育成担当課以外の教育委員会の担当課と教育委員会以外の文化、スポーツ、青少年育成担当課が把握している)」と回答しており、把握しているニーズの障がい種としては、視覚、聴覚、肢体不自由、知的、精神、発達であるという。

把握された生涯学習ニーズがどのように公開、共有され、市の施策づくりに反映されているのかについて確認、検証していく必要があるだろう。

③ 講座、プログラムの実施

「独自に障害者向けの講座・プログラムを実施している」、「一般的な生涯学習関連講

座・プログラムにおいて合理的配慮を行い、障害者も参加できるようにしている」について「いずれも実施していない」と回答した都道府県は2.4%で、規模の大きな自治体を中心に取り組みは進んでいる（政令指定都市でも0.0%）。一方、小規模自治体では実施していないことが多い。実施していない理由としては、「ニーズがない、把握していない」、体制上の課題（予算や人員、専門性等）が挙げられている。

また、障がい者向けの講座、プログラムは、都道府県、市区町村いずれも「本人向け講座（青年学級、オープンカレッジ等）（訪問を除く）」、「イベント・交流会」が多い。合理的配慮の対応は、「要望があれば対応している」の割合が最も高く、都道府県で44.1%、市区町村で52.5%（政令指定都市は42.9%）であった。

新潟市は「独自に障がい者向けの講座、プログラムを実施している。また、一般的な生涯学習関連講座・プログラムにおいて、合理的配慮を行い、障がい者も参加できるようにしている。プログラムの実施主体は福祉法人やNPO法人等民間の団体・組織等」と回答している。

一方で今回の建議作成における各公民館へのヒアリング調査から、障がい者や外国人の施設利用、家族や支援者を含めた講座参加、サークル登録数のいずれも少ないという点、講座の実施は地域差が大きく、講座が充実しているエリア（中央区、西区、東区）もあれば、全く実施されていないエリア（西蒲区、江南区）もあるという点から、今後一層の充実に努めていく必要がある。

④ 障がい者の生涯学習に関する情報提供

障がい者の生涯学習活動に関する情報を提供している割合（一部提供含む）は、都道府県では84.6%、市区町村では64.9%であった（政令指定都市は100%）。

また、情報提供の方法としては、市区町村では「広報誌の掲載」や「ホームページの掲載」など、自治体が有する媒体による情報提供が多い。新潟市でも「提供している（ホームページへの掲載）」と回答している。これらの情報提供の方法が十分、適切かどうかについて、インタビュー調査などから出てきた情報伝達の不十分さや偏りといった課題の面から、検証される必要があるだろう。

⑤ 障がい者の生涯学習を推進する上での課題

障がい者の生涯学習を推進する上での課題として、市区町村では、「ニーズの把握」、「指導者・講師の確保、養成」、「事業・プログラムの開発」などを課題として挙げている。都道府県でも、「ニーズの把握」、「予算の確保」、「組織の内外での連携」などがあがっている。新潟市の生涯学習、社会教育担当課の課題としては、「ニーズの把握」、「事業・プログラムの開発」、「活動に関する情報収集・提供」、「指導者・講師の確保」、「ボランティアの確保・養成」、「関係所管課との連携」、「関係機関、団体との連携」を挙げている。

教育委員会外の文化、スポーツ、青少年育成担当課や障がい福祉担当課等の挙げる課題とも共通、重複している点も多い。多機関での連携を進め、一つ一つの課題の具体化と改善策について検討していくことが大切であろう。

⑥ 生涯学習の機会の充足度（障がい者本人への調査による）

「生涯学習の機会がある（十分に機会はある、ある程度機会はある、を足した割合）」

は38.2%であり、「生涯学習の機会がない（あまり機会がない、ほとんど機会がない、を足した割合）」は、38.5%であった。「分からない」は23.3%であった。

また、生涯学習に取り組んでいない理由として、55.8%が「どのような学習があるのか、知らない」と回答しており、本人へ情報が届いていないことが分かる。

また、生涯学習に関する情報収集の状況について、「情報収集を行っている/行っていた」が20.3%、「特に情報収集は行っていない」が79.7%であった。情報収集を行っていない理由は「生涯学習自体に特に関心がない（54.7%）」、「関心はあるが、情報入手の方法が分からない（25.9%）」、「関心はあるが情報収集する時間的な余裕がない（21.6%）」の順に多い。

情報収集を行っている人の7割超が情報にアクセスできていたが、あまり情報を入手できていない、まったく入手できていない人々も合計で24.4%いる。情報が得られない理由には、情報量の少なさや、調べ方が分からない等があげられた。情報収集の手段としてインターネットの情報収集が最も多く（63.9%）、自治体の広報誌、HPは15.1%であった。

生涯学習に関して相談できる人、団体や機関が「ある」割合は42.4%で、「ない」割合は57.6%であった。今後の生涯学習ニーズについても、「分からない」は48.6%で、特に、現在、生涯学習に取り組んでいない場合、「わからない」が59.0%と多く、生涯学習のニーズや自分の意向を具体的にイメージできていないことが推察される。

⑦ 生涯学習に取り組む際の課題（障がい者本人への調査による）

生涯学習に取り組む際の課題として、「自身（本人）の障害によって参加をためらう（21.7%）」、「会場/現地への移動時の支援を得ることが難しい（14.0%）」の順に多かった。

また、身近な人から見て、あると良いと思われる機会や内容として、同じような障がいがある人との交流、自宅、地域や公的施設、職場、障害福祉サービス事業所、大学等の多様な学びの機会が挙げられている。また、学びの支援として、情報提供や相談の機会、意思確認の支援、学習サポートの充実が挙げられた。

（6）先行研究、調査から見る外国人の生涯学習の実態と課題

新潟市に暮らす外国人の生涯学習の実態について確認できる調査は管見のかぎり見当たらない。その中であって、令和5年6月に新潟県・公益財団法人新潟県国際交流協会・新潟市中央区社会福祉協議会が刊行した『新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査報告書』は、新潟県に暮らす外国人のニーズや現状を把握し、支援に取り組むための基礎資料として有益である。

2022年6月段階で新潟市には5,514名の在住外国人がおり、新潟県内（17,901名）で最も多い同報告書では、在留資格別（永住者等、技能実習等、留学）の質問項目と、共通質問項目の結果から構成されている。本建議のテーマに関係する内容を紹介する。

まず、公的機関・医療機関を利用するにあたって、45.9%が「ことばが通じるか不安」を挙げている。また「技能実習等」の30%が「日本語はほとんど話せない」と回答しており、これは「留学」の2倍、「永住者等」の4倍であった。

次に、困ったときの相談相手は、半数以上が「母国の友だち・知り合い・家族」で、次

いで「日本人の友だち・知り合い」であり、「相談する相手がない」は 5.1%であった。なお「技能実習等」は、「日本人の友だち・知り合い」に相談するという回答が他の在留資格と比べて 20 ポイントほど低かった。

また、地域で暮らすために必要な情報は、「日本人の友だち、知り合い」、「同じ国出身の友だち・知り合い」から入手している人が多い。日本で生活する上で困っていることは、45.4%が「お金」、次いで「言葉の問題」が 39.7%であった。

日本人とどの程度交流したいと思っているかについて、63.8%は「自分からたくさん交流したい」と考えている。そして普段日本人とどのように交流しているか、については「学校・職場での交流」が 4分の3 を占めている。「地域の活動」は 2割程度で、「つきあいが無い」は 3.1%であった。

関連して、「永住者」の中で近所の方との近所づきあいが「ない」人が 3割であり、その理由として「機会がない」が半数を占めていた。また「自治会、町内会に入っていない」人は 26.8%で、入らない理由としては「何をしているかわからないから」、「入る必要がないから」が 3～4割を占め、「入り方がわからない」も約 3割であった。

普段参加している社会活動・地域活動としては、「地域のイベント活動」が 26.1%、「サークル活動」が 21.4%である一方、「特に何も参加していない」が 50.7%であった。また県内で所属している外国人コミュニティが「ない」と回答している人々が約 8割であった。日本の生活のなかでの差別経験として、約 3割が差別を経験している。

最後に、子どもの教育について一番困っていることは、「お金の問題」が 32.3%、次いで「日本語の問題」「文化の違い」であった。

以上、報告書の内容の一部を挙げた。新潟市に焦点をあてた調査ではないものの、困りごとを知り、施策を検討する際に大いに参考になる。他の先行研究も参考に、もう少し外国人の教育の困りごとについて述べる。

まず、日本に暮らす在留外国人の子どもは、就学義務の対象外となっている。つまり、公立学校は在留外国人の子どもたちにも開かれてはいるが、保護者が就学手続きをしないかぎり、不就学の状態におかれてしまう。実際に、学齢期であるにもかかわらず不就学の外国人の子どもがいることについて、文部科学省は 2019 年に『外国人の子供の就学状況等調査』として初めて調査を行い、学齢期の外国人の子ども（12 万 3830 人）のうち、就学していない可能性がある又は就学状況が確認できていない学齢相当の子どもが 19,471 名いることが明らかになった。これは全体の約 6 人に 1 人の割合である。なお、2022 年に行った第 3 回の同調査では 8,183 名となっており、新潟市では 8 名となっている。

また就学後も、日本語指導が必要な児童生徒数の増加と支援体制の不備、義務教育期間終了後の高校への進学率の低さ、既卒生や中退者も含め、学校卒業後の学ぶ機会のなさなど多くの課題がある。

人口比に占める在留外国人の割合が 1%未満である地域のことを外国人散在地域と呼ぶ（中川 2015）が、外国人散在地域には「4ない問題」がある（小島 2021）。それは、「仕組みがない」、「経験や情報がない」、「先生や支援者がいない」、「お金がない」である。

外国人や外国につながる子どもが多く暮らす集住地域では、教育委員会や学校が仕組みをつくり、必要なお金や人の手配をしている。しかし散在地域では、外国につながる子どもが来ると、その対応に試行錯誤しながら取り組むものの、その子どもがいなくなると問題はなかったこととなる。経験が積み重ならず、仕組み化もされず、お金も情報もない。

教員もノウハウがなく、知識や経験のある外部支援者も、いつも外国につながる子どもがいるわけではないため仕事として成り立ちにくく、支援の継続が困難な状況がある（小島 2021）。

散在地域においては、学校や教育委員会だけでなく、地域の国際交流協会や大学などとも連携して支援していくことが有効である。例えば、宮城県国際化協会では、外国籍の子どもサポートセンターを設置し、通訳や日本語学習支援者を派遣して学校と連携した子どもの受け入れを支援している。岩手県では県教育委員会、3市の教育委員会、国際交流会、民間支援団体、大学が連携して「いわて多文化子どもの学習支援連絡協議会」をつくり、情報交換と研修を行っている。この協議会は、年に1回、子ども、保護者、支援者と大学生が集まり合宿をして、同じ境遇の子どもや保護者、支援者が出会い、つながる場づくりも行っている（小島 2021）。

第3節 課題

これまで行ってきた調査活動から、障がい者、外国人の生涯学習支援という点で、以下の（1）、（2）のような様々な課題が明らかになった。

（1）障がい者への生涯学習支援における課題

<行政の施策、ニーズの把握、支援体制>

- 生涯学習に関する行政計画の策定状況の不足
- 学習ニーズの把握、共有と施策への反映状況の検証の不足
- 多様な機関での連携の不足

<多様な学ぶ場、相談、交流の機会>

- 障がい者の施設利用、家族や支援者含めた講座参加、サークル登録数の僅少、地域間格差
- 困ったときに相談できる場、気軽に通える場の不足
- 交流や相互理解のための機会の不足
- 障がいの特性とライフステージにあった進路選択の困難性

<家族への支援>

- 保護者による子どもの障がいの受容の困難性
- 医療的ケアが必要な家庭の心身の負担を支える仕組みの不足

<情報提供>

- 学習機会、地域の居場所や余暇活動、支援に関する情報提供の不足と偏り

<参加の障壁>

- 障がいがあることによる参加のためらい
- 移動の支援の困難性
- 合理的配慮の不足、本人の関与の不十分性

(2) 外国人の生涯学習支援における課題

<行政の施策、ニーズの把握、支援体制>

- 不就学等で学習する権利が奪われている子どもたちの把握、支援の不足
- 仕組み化、知識と経験の蓄積の不十分性
- 行政や教育、福祉、雇用労働など多様な機関での連携の不足
- 外国人コミュニティとの連携不足

<キャリア・進学支援、多様な学ぶ場、相談、交流の機会>

- 既卒生や中退者も含めた学校卒業後の学ぶ機会、キャリア支援の不足
- 高校卒業後の低進学率
- 日本語指導が必要な児童生徒への支援体制（仕組み）の不足
- 外国人の施設利用、支援者を含めた講座参加、サークル登録数の僅少、地域間格差
- 困ったときに相談できる場、気軽に通える場の不足
- 交流や相互理解、啓発の機会の不足

<情報提供>

- 言葉の壁による学習機会、地域の居場所や余暇活動
- 支援に関する情報提供の不足と偏り

第4節 提言

障がい者と外国人の生涯学習支援において、次の5つの枠組みでの提言を行う。

○社会的包摂に関する内容の教育ビジョンや施策への明記
○学習ニーズの把握、共有と施策への反映
○多様な学び場、相談、交流の機会の拡充
○情報提供の充実、バリアフリー、多言語化
○公民館や各社会教育施設、多様な機関の連携、情報共有、ネットワーク化

○社会的包摂に関する内容の教育ビジョンや施策への明記

先に述べたように、国の生涯学習、社会教育の方向性としても、社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要になっていきている点が指摘されている。

また、困難な立場にある人々として、貧困の状況にある子ども、障がい者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等が例示され、それぞれの学習ニーズに対応し、誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供していくことが求められている。

新潟市の生涯学習、社会教育の方向性を記した、例えば教育ビジョンや、教育振興計画などに、障がい者や外国人も含めて、社会的包摂に関連した目標、内容の記載を充実させることが必要である。

○学習ニーズの把握、共有と施策への反映

例えば、上述した文部科学省の調査においても、障がい者の学習ニーズをいかに把握するかは課題であった。新潟市においては、教育委員会の生涯学習・社会教育担当課、教育委員会の文化・スポーツ・青少年育成担当課以外の教育委員会の担当課と教育委員会以外の文化・スポーツ・青少年育成担当課が把握しているが、まず外国人の学習ニーズについても、把握していく必要がある。

次に、把握された学習ニーズがどのように公開、共有され、市の施策づくりに反映されているのかを確認、検証していく必要がある。

○多様な学び場、相談、交流の機会の拡充

文部科学省が発行した『共生社会のマナビ』には、障がい者の生涯学習の様々な事例が掲載されている。また、下頁の表（同書 7 頁掲載）のように、実際には、公民館等における実践として障がい者青年学級や一般の学級・講座への障がい者への参加（合理的配慮）、サークルへの参加、その他の社会教育施設における実践、学校、社会福祉、就労支援に関連する実践、その他の実践として当事者団体、親の会や家族会による活動、大学公開講座などの非常に多様な活動や学びの場の可能性がある。これらの機会を広げていく必要がある。

また自身の障がいによる参加のためらいや、移動等の参加における困難への対応（オンラインの併用も含め）、合理的配慮なども行われる必要がある。

外国人も、外国人同士、当事者の団体とつながれる機会を設けることや、既存のサークルや団体講座への外国人の参加の機会を設けることで、地域の様々な人々の交流の機会や相互理解につながると考えられる。

また講座の数など、地域間格差が極力ないように保障していくことが求められる。

他にも、例えば外国につながる子どもたちの中で不就学となっている子どもたちの学習する権利を保障するために、実態の把握と、家庭に対して就学に関する適切な情報提供を行う必要がある。就学以前に、様々な理由から子ども園などに通園させていない不就園の家庭もあるという。市教育委員会や関係機関、外国人コミュニティとも連携し、1軒ずつ確認し、不就園児がいる場合には、近くの保育所等を紹介することや、入所手続き等の支援をすること、通園することが家庭の事情で困難な場合には、その子どもたち向けの場を設けることなどにより就学への移行を円滑にすることが大切である。

表 障がい者の生涯学習を支える多様な実践の例

公民館等における実践	障がい者青年学級など障がい者を主な対象とする事業 一般の学級・講座等への障がい者の参加（合理的配慮） 社会教育関係団体やサークルへの障がい者の参加
その他の社会教育施設における実践	博物館における合理的配慮 図書館における合理的配慮・点字図書等の提供 障がい者スポーツセンターの設置 体育施設における合理的配慮、アダプテッド・スポーツ推進
学校に関連する実践	特別支援学校等の同窓会活動 大学の公開講座等への障がい者の参加（合理的配慮） 大学等におけるオープンカレッジ、障がい者対象の公開講座等 継続教育を実施する高等教育機関での障がい者の受け入れ
社会福祉に関連する実践	障がい者支援事業所での文化芸術活動、スポーツ、学習活動 自立生活センター等における自立生活プログラム 学習活動の参加に不可欠な障がい福祉サービスの提供 社会福祉協議会の福祉教育活動等
就労支援に関連する実践	就労支援施設における作業としてのアート活動 一般就労をする障がい者の生きがいをづくりのプログラム
その他の実践	親の会や家族会などによる学習活動 障がい当事者グループの学習活動 NPO などによる文化芸術活動、スポーツ、学習活動 営利企業としての障がい者対象の教室等 民間の学習機会への障がい者の参加（合理的配慮） 医療機関における学習活動、学習支援

在住外国人（子どもも含む）にとって、日本語学習の場はもちろん大切だが、学校や家族以外に、①自分らしく安心していられる場、②共感できる仲間やロールモデルとなる先輩、③支えてくれる大人の存在が必要である。また、母語、母語文化を学び、自らのルーツに誇りを持って、肯定的なアイデンティを育める場や、困ったときに相談できる場、気軽に通える場も保障していくことが求められる。

キャリア、進学という点も、高校以降も進学できるような学習支援や、キャリアを考える実践として、似たような背景のある先輩、大人の話の聞いたりすることや同じ境遇のメンバーでキャリアについて語り合う取組が大切であろう。

一方で、高校に進学できなかつたり、中退した外国につながる若者たちを支援するために、地域における日本語教室や、地域交流の機会を積極的に活用し、日本語を用いて交流できる活動や自分の文化を他者に紹介したり他者と関わる中で自分に自信を持てたり、社会性や日常生活のルールを学べる取組も大切である。また夜間中学校の設置の検討も必要であろう。

障がい者、外国人が様々な人々と交流する機会や、参画する機会を拡充していくことも重要である。例えば、障がい者と健常者がともに学ぶ機会や地域住民との交流により相互理解を促進すること、そして、障がい者が支援されるだけでなく、企画や講座のスタッフ

他、作り手として参加する機会もつくっていくことで、エンパワーメントされ、社会参加が進むことが期待される。

その際には、欠落の視点（その人に問題や欠陥がある、それらを取り除き補完する）ではなく、ストレングス・アプローチ（その人が本来持つ能力、資質・知識を引き出し、伸ばす）が有効であろう。

例えば、外国人は、複数の言語や文化を持つ場合が多い。2つ以上の文化や言語の通訳をし、人をつなぐ能力がある。文化への高い適応能力と柔軟性を持つかもしれない。外国人が地域社会で暮らす他の外国人や困りごとを抱える人々を支える存在にもなりうる、という視点が大事である。

保護者、家族による子どもの障がいの受容を支えるような学習機会、家族の負担を低減したり気分転換したりできるような機会を設けていくことも求められる。また同じ障がいのある当事者同士や、親、家族会、その他様々な障がいの当事者団体同士の交流などで、生きがい、悩みや課題を共有すること、家族など支援者同士の交流やケアの機会の創出も大事である。

○情報提供の充実、バリアフリー、多言語化

学習機会、居場所や余暇活動、支援に関する情報が、障がい者や外国人に適切に届くように、情報発信の方法について検討し充実させる。また困ったら気軽に相談できる場、気軽に立ち寄り、情報を得ることができる場の整備と情報発信も重要である。

障がいの社会モデルというスタンスに立ち、学習活動や社会参加を阻害する、社会・環境面でのバリア（障害）を取り除いていくことが重要である。その際、施設や物理的な環境面でのバリアフリーだけでなく、情報のバリアフリーも大切である。

具体的には、図書館での点字図書、大活字本、デジタル録音図書、郵送サービス、対面朗読サービス、書籍のデジタル化の導入を進めることや、博物館・美術館において、視覚以外での展示物へのアクセス：触れる（ハンズオン）、音声で鑑賞できるしかけを取り入れることなどである。

情報の多言語化もバリアフリーという点で重要である。外国人に対して、様々な生活情報、学習に関する情報の発信において、やさしい日本語を活用することや、多言語への対応を行っていくこと、また図書館にある書籍に多言語の書籍、絵本も取り扱うこと、多言語での読み聞かせの機会を設けることなども、外国人が社会教育施設を活用し居場所ともなりうる可能性を広げる。また、各種の講座やサークルについても、日本語が不自由でも参加できる講座やサークルなどもつくることで、外国人の方々も参加への障壁を下げるができる。

○公民館や各社会教育施設、多様な機関、団体の連携、情報共有、ネットワーク化

障がい者の生涯学習を推進する上での課題は、行政の担当部局を越えて共通のものが多。また外国人への支援において特に散在地域では支援の仕組み化の不足が指摘されている。多機関での連携を進め、一つ一つの課題の具体化と支援策について情報共有、検討し、仕組み化していくことが大切であろう。

新潟市の現状として、個々の公民館や社会教育施設が様々な情報を発信しているが、横のつながりが弱く、自分たちの情報は分かるが、他の施設の情報のことまでは知らない

いう状況が見られる点である。

新潟市においては現在、生涯学習や社会教育の主管課がないが、市の状況全体を見渡して助言できる機能やネットワーク化していく役割を向上させていく必要があるだろう。

また社会教育団体や公民館などに登録している様々な団体間の交流という点で、本建議末尾の『資料2：公民館利用団体の交流状況一覧』を見ると、基幹・地区館 25 館中の 22 館と分館 3 館の計 25 館で登録団体の何らかの交流事業を実施している。但し、館を越えて同一活動、領域での団体間の交流というというのは盛んではない。同じく『資料3：公民館の利用団体協議会の有無および、その他交流を行っている団体の状況』を見ると、公民館の利用団体協議会を持っている館は全 25 館中 7 館で、28%にとどまる。各団体、活動間での交流の機会や情報共有、ネットワークの形成を支援していくことが求められよう。

第4章 建議を活用した社会的包摂の実現に向けたネットワーク

第1節 建議の活用

新潟市社会教育委員会議は2年の任期で研究活動を進め、任期終了時に建議あるいは報告等を教育委員会に提出してきた。提出すればそれで終わりということではなく、次期（以降）の社会教育委員会議において、それらの建議等に述べられている施策等について、進捗状況の報告等を得てきた。また、前期の建議を受けて次期の建議内容を決定するなど連続性もある程度図ってきた。さらに、建議等の提出にあつては、教育長に手交するだけでなく、全教育委員と全社会教育委員の懇談の会を開催し、教育委員に建議内容の理解を深めてもらいその後の社会教育行政に反映させやすくすることも何度か行ってきた。

とはいえ、建議の普及活用を図ることを作成した社会教育委員で行うことは、再任される委員もいるとはいえ、任期切れでできないこととなる。今期は、作成した社会教育委員でなんとか建議を発展させたいと考え、第3章の提言までまとまったところで、それらを活用する機会を設けた。具体的には、今期の最後の会議に下記の方々をお招きし、内容報告と意見交換を開催したのである。

表 第35期新潟市社会教育委員会議（第10回）意見交換参加者名簿

通番	参加者属性（肩書）	氏名	討議グループ
1	社会福祉協議会地域福祉課	加野 麻理子	A
2	新潟県国際交流協会 主任	福永 綾	B
3	新潟市国際交流協会 事務局長	池田 比呂哉	B
4	ゆめの木学園 代表	羽賀 万起子	A
5	新潟市障がい者基幹相談支援センター東 相談員	今田 靖久	B
6	中央公民館 館長	渡部 和人	A
7	中央公民館 主査	今城 敬子	B
8	中央図書館 館長	新井 直美	A
9	地域教育推進課 課長	後藤 和広	A
10	特別支援教育課 主査	今井 信郎	B
11	新潟市社会教育委員 議長	雲尾 周	A
12	新潟市社会教育委員 副議長	佐藤 裕紀	B
13	新潟市社会教育委員	白神 道子	A
14	新潟市社会教育委員	小倉 壮平	A
15	新潟市社会教育委員	司山 園美	B
16	新潟市社会教育委員	木村 いほ子	B
17	新潟市社会教育委員	清水 隆太郎	B

第2節 子どもと若者の参画を促すネットワークの新展開

Aグループは、子どもと若者の参画を促すネットワークを中心に討議した。

以前は公民館が中高生世代の居場所であると同時にその利用者たちが活躍する機会もあったこと（地域のお祭りに参加、夏休みバンド大会など）。コロナ禍で利用が止まり、数年を経て、若者だけでなく全体に公民館利用者が減ってしまっている現状。公民館が再び子どもの居場所となるためにはどうするか。学童保育の過密さを小学校や公民館のスペースを用いて解決したいが移動手段がない。

公民館や学校を地域の財産としていかに活用していくかという点が最初に話題となった。そこから、ふれあいスクールと学童保育などできるところから連携・協力をしていくこと、学校を会場として公民館事業を実施することで保護者と公民館との新しいつながりをつくっていくこと、公民館・若者支援センター・図書館それぞれの特性を生かしていくことなど、できそうなことを共有する場を設定することが提案された。そうして、いろんな人が集う場であってほしいのである。

では、社会教育施設が気軽に行ける場になるためには、団体登録などの利用のハードルをさげる（お試し使用日の設定、団体登録の支援など）ことも必要で、行きたいときにすぐ使える施設となり、その結果、中高生世代も活用することで利用者が増えるという好循環につながっていく。

各社会教育施設や団体が、子ども・若者の参画を促す方向性が確認され、具体的施策も提案される話し合いとなった。

第3節 共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワークの新展開

Bグループは、共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワークを中心に議論した。

共通言語がなく、お互いがお互いのことをわからないことなど悩みも出されたが、本人のニーズを一番大事にすること、そこで少しでもできそうなことに社会教育が関わること、好きなことにつなげていくこと、一つひとつが自信につながっていくこと、外国人も地域の担い手になっていくこと、といった発展的な方向性が描かれた。

e スポーツを生徒が教えること、好きなことを発表する場の設定、公民館でのサークル活動で好きなことをするなど、すでに取り組んでいることも紹介されたが、そこでは子どもの特性、受け入れ者への情報提供の制限、家族・子どもへのフォロー、日本語学習支援の欠落、高校卒業後の支援欠如といった困りごと吐露された。悩みを共有することの大切さも体感された。

とにかく事業所の活動としてモデル的に試行すること、小さい学校ならではの動きやすさで地域教育コーディネーターから働きかけること、特別支援学級へ参加してみること、などの新しいつながり方も提案される話し合いとなった。

第4節 ネットワークの拡大

短時間の意見交換ではあったが、社会教育委員と関係各課、関係団体との協議は、建議を裏打ちするものであった。建議の広報をどのように行えば活用してもらえるものとなるか、様々試行する中で、関係団体同士もつながり、ネットワークが拡大していくことが望まれる。

おわりに

社会教育委員に期待される役割の一つとして、市の生涯学習、社会教育の施策へ市民の声を反映させること、時に問題提起や軌道修正を図ること、施策の進捗状況をチェックし、市民と行政をつなぐことが挙げられる。

第 35 期の社会教育委員会議では、本建議でまとめた調査活動とともに、本建議をどのように、多くの人に知ってもらい、活かしてもらおうかという方法も検討してきた。

具体的には、建議の内容を、市民や関係者、行政の担当課など多くの人々のもとへ届けること、内容を共有してもらうこと、市民の代表でもある委員たちの挙げた課題や提言を施策の検討に活かしてもらうこと、建議を読んだ人々、機関からリアクションをもらうこと、そのリアクションを今後の建議に活かしていくこと。そのような循環をこれまで以上に作り上げていきたいと考えた。その第一歩として、建議作成後に、発表と意見交換の機会を設けることとなった。

なお、本建議を作成している 2024 年 1 月 1 日に、石川県能登地方を震源とする震災が起こった。新潟市でも液状化など、道路や住居、人々の生活に多くの被害が生じている。

本建議で対象とした子ども、障がい者や外国人、他にも高齢者、孤独・孤立の状態にある人などは、災害時に厳しい状況に置かれやすい。実際、知的障害のある人やその家族が、他の避難者に迷惑をかけるからと避難所に行くことができなかった事例や、言語の問題で非常時の重要な情報が手に入りにくくなっている状況がメディアでも報じられている。また一方で、やさしい日本語による情報発信の取り組みや、公民館などの社会教育施設が避難所として活用されていたり、子どもの遊び、居場所づくりといった社会教育の取組が進められていたりしている。

社会的包摂を論じる際に、どこか自分と困難な立場にある人々とを線引きして他者として捉え、いかに彼らを支援するかという視点になりがちである。しかし、例えば災害が起きれば、誰でも困難な立場になりうるものだ。その意味でも、誰もが弱さを抱えケアされる存在として、平時から互いを支えあい、誰もが生きやすい地域社会づくりを進めていくことが、非常時にも大いに役立つはずである。

また、今回の震災を契機に、誰もが生きやすいまちづくりのために生涯学習や社会教育が果たすことを再考し、できることに取り組んでいきたい。

最後に、本建議を作成するにあたり、多くの方々にご協力いただいた。社会教育委員一同、感謝申し上げたい。

第 35 期新潟市社会教育委員会議
副議長 佐藤 裕紀

参考文献など

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議『外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）』

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html

小島祥美編著『Q&A でわかる外国につながる子どもの就学支援―「できること」からめる実践ガイド―』明石書店、2021年。

齋藤ひろみ編著『ハンディシリーズ 発達障害支援・特別支援教育ナビ 外国人の子どもへの学習支援』金子書房、2022年。

徳永智子『誰一人取り残さない教育―外国人児童生徒を包摂する教育に向けて―（教育振興基本計画部会 2022年7月12日資料6）』

https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf

中川祐治、足立祐子、内海由美子、土屋千尋、松岡洋子「外国人散在地域における〈特別の教育課程〉による日本語指導」『福島大学地域創造』第26巻、第2号、49-61頁、2015年。

新潟県・公益財団法人新潟県国際交流協会・新潟市中央区社会福祉協議会『新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査報告書』

https://www.niigata-ia.or.jp/wp-content/themes/niigata-ia/file/about/r05_roots_t_yosa.pdf

新潟市『新潟市教育ビジョン第4期実施計画』

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kyoikuiinkai/kyoikuivision/kyoikuivision.html>

新潟市『新潟市総合計画 2030―田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市』

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/sogo/sogokeikaku2030/index.files/keikakakuzentai.pdf>

新潟市『第4次新潟市障がい者計画・第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画』（令和3年3月）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/keikaku.files/dai4ji_dai6ki_dai2ki_honsatu.pdf

新潟市『第50回 市政世論調査』

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kocho/yoron/50yoron.html>

新潟市『第49回（令和4年度）「市政世論調査」 調査結果』

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kocho/yoron/123.html>

新潟市『新潟市読書バリアフリー推進計画（案）』

https://opac.niigatacitylib.jp/barrier_free/20240206_keikakuan.pdf

文部科学省『外国人の子供の就学状況等調査結果について』2020年。

https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kyokoku-000021407_02.pdf

文部科学省『外国人の子供の就学状況等調査の概要』2022年。

https://www.mext.go.jp/content/20230421-mxt_kyokoku-000007294_02.pdf

文部科学省『教育振興基本計画』2023年。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

文部科学省委託事業令和4年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

『障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～【調査結果概要】』

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419299_00001.htm

文部科学省 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会『共生社会のマナビ 障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集』

https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyousei01-000020601_01.pdf

文部科学省総合教育政策局国際教育課『外国人児童生徒等教育の現状と課題』

https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf

文部科学省『令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況について』

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/chosa/2022.html>

資料

資料 1 : 障がい者、外国人の公民館の利用状況について

令和 5 年 3 月 3 日時点

公民館	①障がい者に関する照会事項			②外国人に関する照会事項		
	・障がい者の施設利用状況	・障がい者や家族、支援者等を対象とした講座の実施状況	・障がい者や支援者、家族等によるサークルの登録状況	・外国人の利用状況	・国際交流や、外国人の学習支援講座等の実施状況	・外国人によるサークル、または国際交流を目的としたサークルの登録状況
豊栄	なし	なし	3団体	なし	なし	1団体
北	年数回、障がいのある子ども、障がいのある方の演劇活動・支援を行なっている団体が利用。	なし	なし	年数回、料理作り（餃子など）を通して、地域の方との親睦を深める活動を行なっている団体が利用。	なし	1団体
中	①月2回、障がいのある子ども、者の演劇活動・支援を行っている。 ②不定期で、障がいのある家族関係者の勉強会・文化活動発表の場づくりの会合を行っている。	なし	2団体	なし	なし	なし
石山	①月4回、聴覚障がい者との交流、手話の学習を行っている。 ②不定期で、障がい者の生活を豊かにするための余暇活動を計画、実施している。 ③不定期で、支援を必要とする子どもたちのための親子参加型のミュージックセラピーを行っている。 ④不定期で、障がい者が打楽器を演奏して楽しむ会を行っている。	1講座（講演会）「発達障がいを理解して支援する」	4団体	なし	なし	なし
中央	・知的障がい者や発達障がい者にスポーツ活動を提供する団体が、定期的に軽運動室でバスケットボールやフロアホッケーなどスポーツ活動を行っている。 ・障がい者施設でバンド演奏することを目的とする団体が、定期的に音楽室で練習を行っている。 ・身体に障がいがある方が、軽運動や研修会などリハビリや会員同士の交流を目的として、施設を利用している。	なし	8団体	日本人が外国語（英語、スペイン語、フランス語など）の上達のため立ち上げたサークルに、講師として外国人の方が参加するケースがある。	なし (クロスバール内にある「国際友好会館」で、以下※のような利用があるが、“公民館主催事業”ではないため「なし」とする) ※国際交流協会が、外国籍の方を対象に日本語講座を主催している	なし (クロスバール内にある「国際友好会館」で、以下※のような利用があるが、“公民館利用団体”ではないため「なし」とする) ※国際友好会館登録団体（外国籍の方によるサークル、国際交流を目的としたサークル）が、国際友好会館を利用するケース
鳥屋野	なし	なし	1団体	なし	なし	なし
東	なし	なし	なし	なし	1講座	なし
関屋	なし	なし	1団体	なし	なし	なし
亀田	なし	なし	なし	なし	なし	なし
曾野木	なし	1講座	2団体	なし	なし	2団体
横越	なし	なし	1団体	なし	なし	1団体

公民館	①障がいのある方に関する照会事項				②外国人に関する照会事項		
	・障がいの施設利用状況	・障がい者や家族、支援者等を対象とした講座の実施状況	・障がい者や支援者、家族等によるサークルの登録状況	・外国人の利用状況	・国際交流や、外国人への学習支援講座等の実施状況	・外国人によるサークル、または国際交流を目的としたサークルの登録状況	
新津	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
小須戸	当館では、貸し館を行っていない。 ① 併設している小須戸まちづくりセンターでは、毎週火曜日の午前に障害福祉サービス事業団体によるパンの販売を行っている。 ② 第1、第3木曜の夜間活動を行っている団体がある。	なし	小須戸まちづくりセンターで登録1団体	なし	なし	小須戸まちづくりセンターで登録1団体	
白根	①月2～3回会議を実施している団体がある ②月4～5回合会を実施するサークルがある	なし	1団体	なし	なし	なし	
味方	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
月潟	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
坂井輪	・概ね月1回、障がい者支援団体がホールで障がい者対象の軽体操を行っている。 ・月2～3回、障がい者支援団体がホールで卓球を行っている。 ・週1回、ダンスサークルが障がい者対象のダンス教室を行っている。	なし	3団体	なし	なし	なし	
西	①毎月2回、障がい者支援団体が講座室で耳に障がいがある方を交えボランティア育成のための手話の学習会を行っている。 ②毎月2回、障がい者団体がホールで知的障がい者対象の卓球の練習会及び競技会を行っている。	なし	2団体	毎週1回主催事業として外国籍の留学生等を対象に日本語学習をサポートする事業を行っている。	1講座	2団体	
黒崎	①毎月2回、障がい者団体が音楽室でカラオケを行っている。 ②毎月2回、障がい者団体が講堂で卓球の練習会を行っている。	なし	2団体	なし	なし	なし	
小針青山	毎月2回、障がい者団体が美術工作室で絵画、切り絵等の工作活動を行っている	1講座「発達障がい講座」	1団体	なし	なし	なし	
巻	なし	なし	1団体	なし	なし	なし	
岩室	・毎月1回、登録団体が居場所づくりと情報交換のため研修室を利用している。 ・他館の登録団体が演奏練習（間瀬公民館）と発表会（岩室地区公民館）で、今年度2回利用した。	1講座 「発達障がいへの理解を広げるしやべり場」毎月1回開催	1団体	なし	なし	なし	
西川	なし	なし	1団体	なし	なし	なし	
瀧東	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
中之口	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

資料2：公民館利用団体の交流状況一覧

No.	区	館名	事業名	事業の目的・主旨	事業の内容・詳細プログラム	実施月	延参加者数	公民館登録団体参加数
1	北区	豊栄	公民館まつり	利用団体の学習成果の発表の場の提供	・春→夏に変更：芸能発表の場 ・秋：文化、芸術の発表の場	夏は中止 11月	896	22
2			北区音楽祭	北区音楽団体等の発表の場の提供	・北区音楽団体等の発表の場	11月	594	4
3			新潟市北区展	北区住民に美術活動の発表の場を提供し、創作意欲の高揚を図り、北区の美術文化の発展に資する。	絵画・工芸・書道・写真の審査・表彰・展示	6月	714	5
4			豊栄文化協会祭	豊栄文化協会の構成団体の作品展示及び各種大会を行うことにより、豊栄地区の文化向上を図る。	作品展示及び各種大会	10月 ～11月	602	4
5		北	合同作品展	公民館において培った成果の発表の場。地域貢献の場。	作品展示	10月	127	4
6	東区	中	公民館文化祭	文化祭作品展示を開催する。	書道、パッチワーク、手編み、洋裁、紙芝居映像、漆塗り、篆刻・刻字、陶芸、俳句、木彫の作品展示	10月	298	14
7			サークル体験会	自主グループの活動育成強化月間を設け、体験会の開催により活動を支援する。	自主グループの体験会を開催する。	3月	89	33
8		石山	公民館文化祭	定期利用団体のうち音楽芸能部門以外の団体による作品展示	俳句・川柳・水彩画・淡彩画・押し花・絵手紙・写真・表具の作品展示	11月	455	11
9	中央区	中央	ロビー展（文化祭代替事業）	中央公民館を定期利用している団体の活動成果発表の場を提供することで会員募集につなげ、活動活性化をはかる。	中央公民館1階ロビーにて、絵画等の作品展示。	1月	39	4
10			自主グループ育成事業	公民館で活動しているグループと共催し、体験会を開催することで会員募集をはかり、グループの活性化を	活動体験会	随時	24	7
11		東	グループ活性化事業（サークル見学・体験）	公民館利用団体の活動を紹介し、団体の新規会員の獲得を支援す	公民館で利用団体の体験教室及び見学会開催。開催を周知するための広報活動実施。	3月	486	31
12		関屋	サークル活動体験会	利用団体の体験会を開催し、新規会員の獲得と活性化を図る。	希望団体を募集し、区だより等により体験会周知。各団体の活動時間に体験会を開催。	9.11月	10	15
13		鳥屋野	文化祭	公民館利用団体の発表の場の提供		中止		
14	江南区	亀田	かめだ音楽祭	実行委員会による活動成果の発表機会を支援するとともに、音楽を通して活力あるまちづくりを推進する。	合唱・演奏団体の発表会	11月	123	6
15			亀田地区市民文化展	実行委員会による活動成果の発表機会を支援するとともに、文化・芸術を通して活力あるまちづくりを推進する。	作品展示ほか	11月	526	7
16		曾野木	曾野木地区文化祭	公民館で活動するサークル発表会。	サークル活動の作品展示・芸能発表会	中止		
17			そのきミュージックフェスティバル	公民館で活動する洋楽器・コーラス等の発表会。	サークル活動の発表会	中止		
18		両川	両川地区文化祭	公民館で活動するサークルの発表会。	作品展示、チャリティーバザー	11月	171	6
19		横越	横越文化祭	公民館利用団体や関係団体等による活動発表と横越地区住民同士の交流、公民館との関係づくり	作品展示	10月	158	14
20	秋葉区	新津	秋葉区芸能祭	様々な芸能部門の成果発表の機会にするとともに、参加者、観覧者の交流を図る。	舞踊、民謡団体、古典芸能団体、ダンスグループなどの発表会	6月	477	0
21			秋葉区文芸区民大会	区民の文芸創作活動の発表の場を提供する。	文芸講演会、川柳、俳句、短歌の発表会の実施	11月	40	2
22			秋葉区美術展覧会	区民の創作活動の発表の場所を提供する。（秋葉区区政推進事業）	日本画、洋画、版画、彫刻、写真、書道、工芸の7部門	10月	1,912	6
23	南区	白根	白根学習館まつり	南区内における文化活動の振興を図るため、広く区民の参加を求め、発表の機会と鑑賞の場を提供する。	芸能発表会、展示部門1部（サークル作品）、展示部門2部（白根絞）、親善團基大会	10月 ～11月	1,118	11
24		味方	味方地区文化祭	地区内の文化サークルの発表の場とし、文化振興及び地域振興を図る。	地区内のサークルや個人の作品展示を行う。	11月	511	3

資料2：公民館利用団体の交流状況一覧

No.	区	館名	事業名	事業の目的・主旨	事業の内容・詳細プログラム	実施月	延参加者数	公民館登録団体参加数
25	南区	味方	味方穀倉祭（芸能祭）	味方地区内の芸能サークルが味方穀倉祭のステージ部門で芸能を披露し盛り上げる。	味方穀倉祭のステージ部門で芸能発表を行う。	11月	450	2
26			味方地区ふるさと納涼まつり	味方地区の一大イベントであるふるさと納涼祭りに参加し、芸能を披露し盛り上げる。	ステージ部門で芸能発表を行う。	7月	800	3
27		月潟	地区文化祭	日頃、芸術・創作活動をされている方々の作品発表の場。地域住民の方々から鑑賞してもらい、参加のきっかけとする。	月潟地区公民館を会場に、絵画・工芸・書道・保育園作品などの展示や公民館活動紹介を行う。	10月	251	1
28	西区	坂井輪	<共催事業> ふれあい坂井輪まつり	ステージ発表、フリーマーケットなど	ステージ発表・フリーマーケット・抽選会、クイズ大会	9月	3,000	9
29			文化祭	公民館で活動しているサークルの成果発表、市民の学ぶ機会の拡充	作品展示、芸能発表、健康まつりほか、文化祭関連行事など	中止		
30		西	文化祭	公民館利用団体が日頃から積み重ねた学習の成果を発表し、地域住民への周知と交流を図る	作品展示、芸能発表、カラオケ発表、体験会など	10月	869	28
31			利用団体交流会	いきいきと公民館活動に励んでもらうための団体同士の交流の場とする	利用団体同士の交流会のための講座、実技等（切り絵飾り作成）	9月	25	25
32		黒崎	黒崎 文化祭	利用団体・地域の文化作品の展示	当館で活動する文化団体・黒崎中学校・地域の福祉施設等の作品展示、天然記念物黒崎蜀鶏日本鶏品評会等	10月	411	9
33			黒崎 音楽芸能発表会	当館で活動する音楽芸能団体によるステージ発表会	当館で活動する音楽芸能団体で構成される音楽芸能祭開催実行委員会の共催事業	11月	266	12
34			黒鳥地区心ふれあう芸能芸術発表会	黒崎の黒鳥地区・高原地区の住民による音楽芸能の発表会	黒崎の黒鳥地区住民による音楽芸能団体のステージ発表の共催	中止		
35		黒崎北部	黒崎北部公民館文化祭	当館利用団体等の日ごろの学習成果を地域に発信する場とする	活動する文化団体や地域の福祉施設の作品展示と音楽芸能発表および活動団体による体験コーナー等	10月	389	11
36		小針青山	ミニ発表会	中止になった文化祭の代替企画として芸能発表部門の一部グループで実施。	芸能・合唱・ピアノ・バレエの発表	10月	142	5
37		西蒲区	巻	巻茶会	市民に伝統文化に触れる機会を提供すると共に、参加者の交流を図る	公民館を利用する宗編流、石州流、裏千家流の抹茶三席と点心席を開催し、交流を図る。	中止	
38	巻地区文化祭			公民館利用者の作品発表の場を提供し、生涯学習の意義付けの機会と地域住民の交流を図る	公民館利用団体等の作品を展示	10月	287	13
39	漆山		漆山地区文化祭	漆山公民館実施事業や利用団体の作品を中心に開催して、地域の交流の場や、芸術・文化を感じる文化祭とする。	公民館利用団体ほか、地元住民の作品を展示	11月	153	4
40			漆山地区芸能祭	漆山公民館利用団体を中心に開催して、地域の交流の場や、参加者の一体感を醸成する。	カラオケ、踊り、大正琴、ギタリストによるギター演奏を行う	2月	29	3
41	峰岡		峰岡地区文化祭	地区民の学習成果を一堂に展示発表し、生涯学習への意義付けや地域文化の向上を目指す	書道、絵画、絵手紙、手芸など地区民の作品や活動を展示、発表する機会をつくる	中止		
42	岩室		文化祭（作品展示）	岩室文化協会の芸術部門団体による文化活動の成果発表と、地域住民の交流の場とする。	岩室文化協会の芸術団体、公民館利用団体等の作品展示による文化活動の成果発表	10月	155	13
43			芸能発表会	岩室文化協会の芸能部門団体による文化活動の成果発表と、地域住民の交流の場とする。	岩室文化協会の芸能団体、公民館利用団体等の実技実演による文化活動の成果発表	11月	108	3
44	西川		文化協会芸術・芸能の秋祭り	西川文化協会による作品展示・芸能発表会。	絵画等の作品発表 芸能発表会	10月	330	8
45	潟東		潟東総合文化祭	文化振興を図る	文化団体・地域の一般・保育園児・小中学生・老人施設等からの作品展示	11月	312	8
46	中之口	中之口芸能祭	地域の芸能団体の発表の場として開催し、住民の親睦と交流を図り、芸能文化活動の向上と活性化につなげる。	地域で活動しているフラダンス、民舞、カラオケ、ジュニア・ブラスバンド等、芸能団体による芸能祭	6月	170	3	
47		中之口地区総合文化祭	地域の芸能団体の発表の場として開催し、住民の親睦と交流を図り、芸能文化活動の向上と活性化につなげる。	地域で活動している生け花、染め物、写真、書道、陶芸、俳画、盆栽、手芸などの芸術団体による文化祭を公民館と中之口先人館の2会場で開催	6月	366	5	

事業数 47

17,883 374

中止数 7 基幹・地区館25館中の22館+分館3館の計25館で登録団体の何らかの交流事業を実施している。区単位では全区で実施。

実施事業数 40 (※基幹・地区館の未実施3館のうち鳥屋野・曾野木は中止、小須戸はまちづくりセンターと複合のため、公民館登録団体無し)

第 35 期社会教育委員会議 審議経過

会議	活動	期 日 会 場	内 容
第 1 回		令和 4 年 5 月 30 日 (月) クロスパルにいがた 5 階交流ホール 1	◆令和 4 年度社会教育関係予算について 生涯学習・社会教育にかかわる事業の予算について確認した。 ◆第 35 期社会教育委員会議のテーマについて 建議 (活動) テーマを協議した。
第 2 回		令和 4 年 7 月 21 日 (木) クロスパルにいがた 4 階 403・404 講座室	◆令和 3 年度社会教育関連事業報告について 生涯学習・社会教育にかかわる施策の実施状況について確認した。 ◆第 35 期社会教育委員会議のテーマについて 建議 (活動) テーマを協議した。
第 3 回		令和 4 年 10 月 13 日 (木) クロスパルにいがた 5 階 交流ホール 2	◆第 35 期社会教育委員会議 建議 (活動) テーマについて 建議 (活動) テーマを「社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方」とし、趣旨について協議した。 ◆今後の調査研究活動について 「子どもや若者の参画を促すネットワーク」、「共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク」に分かれて今後の調査研究活動について協議した。
第 4 回		令和 5 年 1 月 16 日 (月) クロスパルにいがた 4 階 403・404 講座室	◆ヒアリングと意見交換① 公益財団法人新潟県国際交流協会及び公益財団法人新潟市国際交流協会の取組についてヒアリングと意見交換を行った。
	小委員会	令和 5 年 3 月 3 日 (金) クロスパルにいがた 5 階 交流ホール 1	◆ヒアリングと意見交換② ゆめのき学園、新潟市若者支援センター「オール」、札幌市若者支援総合センター Youth+ の取組についてヒアリングと意見交換を行った。
第 5 回		令和 5 年 3 月 3 日 (金) クロスパルにいがた 5 階 交流ホール 2	◆ 第 23 回新潟県社会教育研究大会胎内大会分科会について 分科会の発表割当について確認し、発表内容の方針について協議した。 ◆ヒアリングと意見交換③ 新潟市基幹相談支援センター東、株式会社 NSG ソシアルサポートの取組についてヒアリングと意見交換を行った。
第 6 回		令和 5 年 6 月 1 日 (木) クロスパルにいがた 4 階 403・404 講座室	◆令和 5 年度社会教育関係予算について 生涯学習・社会教育にかかわる事業の予算について確認した。 ◆第 23 回新潟県社会教育研究大会胎内大会分科会について 「子どもや若者の参画を促すネットワーク」、「共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク」に分かれて発表内容について協議した。
第 7 回		令和 5 年 7 月 20 日 (木) クロスパルにいがた 4 階 403・404 講座室	◆令和 4 年度社会教育関連事業報告について 生涯学習・社会教育にかかわる施策の実施状況について確認した。 ◆第 35 期社会教育委員会議の今後の見通しについて 建議策定スケジュールについて協議した。 ◆第 23 回新潟県社会教育研究大会胎内大会分科会について 「子どもや若者の参画を促すネットワーク」、「共生社会の実現に向けた学びのあり方と取組のネットワーク」に分かれて発表内容と分担について協議した。

第 8 回	令和5年 10月12日(木) クロスパルにいがた 4階 403・404 講座室	◆第23回新潟県社会教育研究大会胎内大会分科会について 分科会発表のリハーサルを行い、発表内容について協議した。 ◆第35期社会教育委員会議建議策定スケジュールについて 建議策定スケジュール及び建議の構成、分担について協議した。
第 9 回	令和6年 1月18日(木) クロスパルにいがた 5階 交流ホール2	◆第35期新潟市社会教育委員会議建議の原案について 各章について全体で意見交換を行い、確認と修正作業を行った。
第 10 回	令和6年 2月8日(木) クロスパルにいがた 5階 交流ホール2	◆第35期新潟市社会教育委員会議建議について 建議内容を発表し、グループに分かれて意見交換を行った。
報 告	令和6年 3月18日(月) ふるまち庁舎 4階	◆教育委員と社会教育委員との建議報告会 建議「社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方」を提出し、教育委員 と意見交換を行った。

第 3 5 期 新潟市社会教育委員名簿

任期 令和4年5月2日から

令和6年5月1日まで

(◎：社会教育委員会議議長 ○：同副議長 五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
おぐらそおへい 小倉 壮平	新潟市市民活動支援センター運営協議会 会長
かくのひとみ 角野 仁美	NPO法人みらいず works 理事
きむらいほこ 木村 いほ子	公益財団法人新潟県女性財団 専門員
くもおしゅう ◎雲尾 周	新潟大学教職大学院 教授
さとうひろき ○佐藤 裕紀	新潟医療福祉大学健康科学部健康スポーツ学科 講師
しみずりゅうたろう 清水 隆太郎	株式会社博進堂 専務取締役 新潟市立女池小学校PTA 会長
しやまそのみ 司山 園美	新潟市中央公民館運営審議会 委員 新潟市立万代高等学校・新潟市立明鏡高等学校 地域教育コーディネーター
しらかみみちこ 白神 道子	新潟市立豊栄図書館協議会 前会長 豊栄図書館応援団 代表
たけだまさみ 竹田 暢美	新潟市立亀田東小学校 校長
ひらやまともやす 平山 智康	新潟市立臼井中学校 校長
やまぎし のりこ 山岸 則子	新潟市立西内野小学校 地域教育コーディネーター